# 今月のお知らせ　第385号

税理士法人 大嶋会計
Oshima Tax and Consulting

TEL　043－241－6121
FAX　043－243－3430
URL　https://www.osmk-ohb.co.jp
令和 8 年 4 月 1 日
代表社員　大 嶋　幸 児

確定申告業務は 3 月 12 日をもって完了することができました。資料のご準備等にご協力いただいたお客様、繁忙期をご配慮頂いたお客様、対応にあたった職員に御礼申し上げます。

## 中東情勢等を踏まえた中小企業･小規模事業者向け支援

ホルムズ海峡の封鎖の影響によりガソリン価格が高騰するなど経済状況は非常に難しい局面を迎えています。中小企業庁は 3 月 27 日に「中東情勢等を踏まえた中小企業･小規模事業者向け支援について」を公表しました。これによりますと日本政策公庫等の政府系金融機関からの融資について基準利率を中小企業事業は 2.40%、国民生活事業は 3.10%としています＜令和 8 年 3 月現在＞

その具体的要件は以下のとおりです。

**最近3ヶ月の売上高が前年同期または前々年同期に比べて5%以上減少等**
→特別相談窓口が設置された災害･事象による影響を受けた場合、数値要件を満たさずとも、資金繰りに著しい支障をきたしている又はきたすおそれがあれば対象

また、原油価格上昇をはじめとした原材料･エネルギーコスト増の影響またはウクライナ情勢の変化の影響を受けており、 かつ、最近における売上高総利益率または売上高営業利益率が前期に比し 5%以上減少している場合には、上記利率から 0.4%を控除されます。

売上高や売上高利益率または売上高営業利益率というのは、資金繰りの観点からすると資金的余裕度を示す指標ではない為、この要件を求めることは専門的見地からは疑問に思います。一定の目安を設けないと無制限に支援をすることができないためだと思われますが、該当の方は支援を受けることをご検討下さい。

## いわゆる「国保逃れ」対策を厚生労働省が公表

個人事業主やフリーランスが実態のない一般社団法人などの役員に就任し、定額の役員報酬を受け取ることで法人として社会保険に加入し、国民健康保険よりも低い保険料で健康保険を利用するのが「国保逃れ」です。これに対して厚生労働省は 3 月 18 日に

是正に向けた通知を出しました。

　税務の観点から見ると、実態を伴わない法人化や報酬設定があると、所得の帰属や経費の妥当性が税務調査の対象になり得るため、否認・追徴・調査のリスクが高いと考えられます。形式的には役員の定期同額給与の厳格適用や議事録の整備などは当然必要ですが、実質的にも特に職務実態の整合性が重要となります。以下の観点から確認をお願いいたします。

① 名目的役員ではないこと

② 実際の業務内容・勤務実態を説明可能に

③ 家族役員の場合は特に厳格に検証される

以上